

第40号議案

品川区消費者センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月27日

品川区長 濱 野 健

品川区消費者センター条例の一部を改正する条例

品川区消費者センター条例（平成9年品川区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の表品川区消費者センターの項中「品川区大井一丁目14番1号」を「品川区西品川一丁目28番3号」に改める。

付 則

この条例は、令和元年9月24日から施行する。

（説明）消費者センターの位置を変更する必要がある。